

令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A
(令和7年12月26日)

○執行スケジュール

問1 令和7年度に交付を受けた分について地方繰越を行った後、令和8年度に事業を実施する場合、当該事業の実績報告期限は令和9年6月末日となるか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 実施主体において、国庫補助協議時点で予算が正式に成立していない場合や、例えば令和8年度6月頃以降の補正予算で計上するなど、交付申請時点で予算の担保がない場合も考えられるが、そのような場合の取扱い如何。

(答)

国庫補助協議については予算の正式な成立前で問題ない。交付申請についても、予算の裏付けがあることについては、歳入歳出予算書の見込書を示すことで構わない。もし実施主体の予算が削られ、満額執行できなかった場合も、年度末の確定で返還いただくため問題ない。

問3 国に交付申請を行う時点で、事業所からの申請がなければいけないか。

(答)

事業所からの申請を待たず、必要な額をあらかじめ申請することも可能である。

問4 補助対象期間はいつからいつまでか。

(答)

補助対象期間については、交付額の内示後から当該年度末までとする。ただし、令和7年度に交付した補助金について、年度内に事業の実施ができず、令和8年度に実施する場合、実施主体が地方財務局と地方繰越の手続きを行ったうえで、厚労省から事業変更指示を受ける必要がある。

問5 補助先となる事業所にとっての補助対象期間はいつまでになるか。補助先に対して補助金を支払った時点で事業が完了することを踏まえると、年度内に事業所から実績報告を受け、補助金を精算払する場合、精算払に係る事務処理に必要な期間を考慮して、事業所にとっての補助対象期間は年度末までではなく、実施主体が支払スケジュールを勘案して任意で設定する期間になるという理解でよいか。

(答)

当課としては、事業完了（実施主体から補助先への補助金の支払）が出納整理期間内であれば年度内の支払と考えているため、出納整理期間内に支払を行うのであれば、補助先にとっての補助対象期間を年度末までとしても問題ない。

ただし、出納整理期間内の支払を年度内のものと捉えるかどうかについては、実施主体における取扱いを確認いただきたい。

○補助スキーム

問6 実施主体について、令和6年度は「原則として、都道府県」とされていたが、令和7年度は「都道府県・市区町村（指定都市・中核市を含む）」とされている。実施主体の考え方には変更があるのか。地域密着型サービスなど、市区町村が指定権者となるサービスについては、市区町村が実施主体になるということか。

(答)

実施主体として、都道府県と市区町村はもとより並列であって、市区町村の取組を妨げるものではないものの、独自に事業を実施することが難しい小規模な市区町村に所在する事業所も含めて広く補助が行き届くよう、そうした場合は都道府県に積極的な取組をいただくため、「原則として、都道府県」としていたもの。

この考え方自体に変更はないため、「原則として、都道府県」の記載がなくなったからといって、市区町村が指定権者となるサービスについては市区町村が実施主体になる必要があるとか、都道府県が実施主体になる必要はないなどといったことを意図するものではない。

については、指定権者の別にかかわらず、都道府県と市区町村のいずれが実施するかについては、地域の実情を踏まえ、互いによくご相談の上で進めていただきたい。

問7 実施主体は、「県単体のみ」か「市区町村単体のみ」でしょうか。県と市区町村で事業費を折半（1／6）で実施することは可能か。

(答)

実施主体は、「県単体のみ」か「市区町村単体のみ」であり、事業費を県と市区町村で折半することは認められない。

問8 実施主体の裁量で事業者負担を負わせる仕組みにすることは可能か。また、1事業所当たり実施できるメニュー数を制限する、補助基準額を減額する等の対応をしてもよいか。

(答)

本事業については、特に人材確保に課題を抱える訪問介護等サービスの現場で最大限活用されることが重要であるため、事業者負担を求めるることは望ましくないと考え

る。このため、メニュー数の制限や基準額の減額等についても、望ましくないと考えるが、予算が足りない等の事情がある場合には妨げるものではない。

なお、実施主体が国からの補助と併せて独自に上乗せして補助を行うことについては差し支えない。

○補助対象

(事業全般について)

問9 実施要綱には、事業内容ごとに補助対象となる事業所が示されているが、指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみが対象となるのか。

(答)

通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援と、人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援については、指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみが対象となる。

他の事業内容については、指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のほか、基準該当サービスや離島等相当サービスとして、指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所も対象となる。

問10 訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護だと、「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのは、それぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。

(答)

経験年数が短い訪問介護員等への同行支援と、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はない。

このため、特に研修体制の構築の支援など、ヘルパー資格を持たない事務職員を対象にすることもできるものの、まずはヘルパーを対象とするのが基本である。

問11 団体等への委託可となっているが、委託に係る事務費等は補助対象となるか。

(答)

委託契約上に定める委託業務としての事務に係る費用は、補助対象となる。

問12 1つの事業所が次のとおり複数申請することは可能か。

- ・ 全てのメニューを申請する
- ・ 人材確保体制構築支援事業・経営改善支援事業・地域の体制づくり支援事業をそれぞれ複数申請する
- ・ 人材確保体制構築支援事業・経営改善支援事業・地域の体制づくり支援事業のそれ

ぞれひとつずつ申請する

- ・人材確保体制構築支援事業・経営改善支援事業・地域の体制づくり支援事業のいずれか1つを複数申請する
- ・経営改善支援事業（経営改善の委託）とその他の補助メニューを申請する

(答)

すべて可能。

問13 本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。

(答)

非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできるが、単純な賃上げに充てることはできない。

(研修体制の構築の支援について)

問14 本事業の、「研修体制の構築の支援」については、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業と一部内容が重複しているが、一の事業所に重複して支給することは可能なのか。

(答)

それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、一の事業所に重複して支給することが可能。

(例) 一の事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができる。

問15 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」については、どのような研修が対象となるか。また、どのような経費が対象となるか。

(答)

訪問介護サービスの従事に必要な介護職員初任者研修や生活援助従事者研修はもとより、補助の対象とする研修の種類や対象経費については可能な限り広く解釈する。

また、研修カリキュラムの作成等に必要なアドバイザーや研修講師への謝礼、交通費のほか、研修の受講に必要な受講料、交通費、賃金、教材費等も含め、広く対象とする。

問16 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、事業所が主体的に実施する研修に係る経費が補助対象といった認識でよいか。また、別団

体等が実施する研修会に参加する費用を事業所が負担する場合の経費は補助対象となるか。

(答)

別事業者が実施する研修会に参加する費用についても、補助対象とすることができます。

問 17 研修体制の構築の支援で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることはできるのか。

(答)

交付要綱に定めるとおり、事業により取得した、価格が単価 50 万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能である。

問 18 研修体制の構築の支援において、誓約のみで概算払いを行うとあるが、申請にあたり誓約について書面等の提出により確認する必要があるか。

(答)

誓約に関する書類等の提出を必ずしも求めるものではないため、実施主体で判断いただきたい。なお、申請に当たって事業者の負担が過大とならないよう配慮すること。

問 19 誓約の内容について、職員の資質向上に必要な取組とはどのような取組を想定しているか。

(答)

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱に示しているとおり、

- ・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくり
- ・ スキルアップのための研修等の受講に要する費用
- ・ その他職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるものなど、実際の研修受講の予定などについて広く認めることが可能。

問 20 実績報告の結果、申請時に誓約した内容を満たしていない場合、補助金は返還の対象となるか。

(答)

誓約内容と異なる内容であっても、資質向上に必要な取組を実施していることが確認できるのであれば返還の対象とはならない。ただし、実績報告書の提出がないなど、取組を行っていることが確認できない場合は返還の対象となる。

(経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について)

問 2 1 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短い訪問介護員等への同行支援」について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか。

(答)

同行支援の対象となる「経験年数の短い訪問介護員等」について、基本的には訪問業務に従事した期間が1年未満である者を想定しているが、具体的な年数設定に当たっては、訪問業務に従事した期間が1年以上ある場合であっても、従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいないとか、長期間にわたって訪問業務に従事していかなかった等、個別具体的な事情を勘案して、柔軟な運用をすることができる。

問 2 2 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について、雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるのか。

(答)

雇用契約を結んだ訪問介護員等に対する同行支援を想定しているため、雇用関係のない方の職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外である。

問 2 3 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について、単発バイトや短期間雇用の職員への同行は対象となるか

(答)

上限が同行を受ける職員1人につき30回までとしているため、例えば半年以上の雇用契約をメドとするとか、雇用の頻度（一月に何人も雇っていないか）等を踏まえて、実施主体で適切かどうか判断していただきたい。

(周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費の支援)

問 2 4 周辺の訪問介護事業所の休廃止等に伴い、利用者が集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）に入居した場合で、当該集合住宅等に併設する訪問介護事業所が受け入れを行う場合は対象となるのか。

(答)

本事業は、在宅で生活する利用者に対して訪問介護サービスの提供を継続することを念頭にしているため、休廃止に伴って集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）に入居した利用者を受け入れる場合については、対象外とする。

(経営改善の支援について)

問 2 5 訪問介護等事業所が個別に事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とあるが、指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も対象になるのか。

(答)

指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も、本補助金の対象になる。

問26 経営改善支援事業の、「経営改善の支援」について、実施主体が経営改善のためのコンサルタント事業者等と契約して、事業所に巡回派遣する経費とあるが、具体的にはどのような取組になるか。

(答)

潜在的な支援ニーズを抱えているが、自ら経営改善に取り組むことが困難な事業者に対し、実施主体が委託した専門家が積極的にアウトソーシングし、管内事業所の経営状況の改善に向けた補助事業の説明や取得のための手続き代行等の支援を行うことを想定している。

問27 「経営改善の支援」について、事業所が個別にコンサルタント事業所と契約するにあたり、1年分の年間契約を行い、補助対象期間外（内示前や翌年度）が含まれる場合、補助の対象となるか。

(答)

支払のタイミングによって以下の通りとなる。

- ① 内示日前に1年分の契約金額をまとめて支払っている場合
内示日前に支払い済み（事業実施済）となるため、補助の対象外
- ② 毎月の分割支払の場合
内示日から年度内の事業実施分のみ補助の対象となる。
- ③ 内示日以降に1年分をまとめて支払っている場合
年度内の事業については対象となるため、按分で補助となる。

(例) 令和7年9月に内示、令和7年10月～令和8年9月の年間契約で

契約金が30万円前払いの場合

補助対象期間：令和7年10月～令和8年3月の6ヶ月分

補助額：30万円/12×6=15万円

問28 「経営改善の支援」について、法人全体のコンサルタント契約の場合、訪問介護サービス以外も補助対象になるのか。

(答)

補助対象になるのは、訪問介護等のサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所を含む）で、それ以外のサービスは対象外となる。

(登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援について)

問29 経営改善支援事業の「イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、補助対象となるための勤務に係る条件などはあるか。例えば、いつ時点で非

常勤から常勤となったか、勤務した期間は何か月以上か、兼務かどうか等。

(答)

常勤化の対象となる登録ヘルパーについて、勤務形態等に関する細かい要件を定めているものではない。

また、内示日の前に登録ヘルパーが常勤職員となった場合であっても、例えば賃金差の是正に係る費用といった、常勤化した後に継続的に生じるかかり増し経費については、内示後にも生じている費用であることから、自治体の判断によって補助対象としても差し支えない。

問30 「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、現在、事務職員として非常勤採用されている職員が、資格を取得し、常勤のヘルパーとなった場合は、補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

問31 「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、内示日より前に辞めた登録ヘルパー等の補填のために、内示日より後に常勤職員を雇用した場合、補助の対象になるか。また、内示日より前に雇用した場合であっても、初回の給料の支払日が内示日より後の場合は補助の対象になるか。

(答)

登録ヘルパー等の辞職の補填のために内示日後に雇用した常勤職員については、補助の対象となる。ただし、登録ヘルパーの辞職から常勤職員の雇用までの間に、雇用形態を問わずヘルパーを雇用している場合には、補填とはいえないため対象外となる。

また、内示日より前に雇用した常勤職員については、給与の支払前であっても補助の対象外となる。

(小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援について)

問32 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、協働化・大規模化の取組に該当するかは、実施主体で具体的に判断すべきなのか。

(答)

協働化・大規模化の具体的な取組内容については実施要綱に示すとおりだが、実施主体において協働化・大規模化に資すると認めるものと認める場合には、その裁量で様々な取組を実施することができる。

問33 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要が

あるか。

(答)

申請にあたっては、事業者グループの中から代表となる法人（以下「代表法人」という。）を定めた上で、代表法人が所在する実施主体に申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金を代表法人が受けることとする。

問34 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、法人単位の基準額はないとの解釈でよいか。また、構成する法人数に制限はないとの解釈でよいか。

(答)

法人単位の基準額はなく、構成する法人数にも制限はない。

問35 前年度に1月でも訪問回数が概ね200回を下回っていれば、それ以外の月の訪問回数が概ね200回を超えていても事業の対象となるのか。また、訪問回数400回程度までを「概ね200回」に含むのか。

(答)

いずれもお見込みの通り。前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が400回程度であれば、補助対象である小規模法人として認められる。

(介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について)

問36 「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、広報宣材の他にポスティング業者への委託費は補助対象となるか。また、ポスティングを自ら行うために必要な自転車や原付等の購入費は補助対象となるか。

(答)

広報資材のポスティングに係る委託費であれば補助の対象となるが、自転車や原付等の購入費は、広報のために必要な費用であるとはいえないため、補助の対象となるない。

問37 「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、人材紹介会社等に対して支払う広告掲載に係る費用は補助対象となるか。

(答)

求人広告掲載に係る費用であれば「役務費」として対象としてよいが、採用された際の成功報酬であって社会通念に照らして著しく高額といえる場合は対象外とする。

(その他人材確保体制構築（経営改善）に必要な支援について)

問38 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業で「その他必要な支援（実施主体が認める額）」とあるが、国として事業内容に何か想定はあるのか。

(答)

要綱に定めるほか、その目的の範囲内において、人材確保体制構築や経営の安定化のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

○地域の体制づくり支援事業

(訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援)

問 39 本事業における地域のサービスの担い手とは、どのような職種・団体等を想定しているのか。

(答)

主に以下のような職種・団体等を想定している。

- ・ 家政婦（夫）、家政士（家政婦紹介事業所）
- ・ 障害者就労支援事業所等
- ・ ボランティア組織（NPO 法人、シルバー人材センター等）
- ・ 地域の学生・若者等（福祉課の高校・大学、介護福祉士養成施設等）
- ・ その他、訪問介護のタスクシェア・タスクシフトに資すると実施主体が認めるもの

問 40 家政婦（夫）等が訪問介護等事業所と分担して業務を行う方法としては、どのようなものが考えられるか。

(答)

一例として、家政婦（夫）等が訪問介護並びに介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当及びサービス・活動 A の登録ヘルパー等として従事するか、家政婦紹介事業所等が自ら訪問介護並びに介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当及びサービス・活動 A の事業所として指定を受けることによって、介護保険サービスとして行うことや、あくまで家政婦紹介事業所等として、介護保険外サービスとして行うことが考えられる。

なお、その方法によって介護職員初任者研修等の資格や必要な人員の配置、利用者負担等の点が異なるため、それぞれの家政婦紹介事業所等が簡便な方法を選択できるようにすることが望ましい。

問 41 ボランティア組織、学生・若者等のマッチング支援に係る謝金等の中に、交通費は含まれるか。

(答)

訪問介護の通常の実施地域内について、交通費を含めるものとする。

遠方（実施地域外）とのマッチングについては、本来想定していないが、必要に応じて遠方に行く必要がある際は、実施主体の判断により、含めてよいものとする。

問42 想定されるサービスの担い手について、実施要綱に記載されるサービス以外は対象とならないのか。

(答)

訪問介護のタスクシェア・タスクシフトに資するサービスであると判断できるサービスであれば対象として構わない。

問43 本事業を活用してタスクシェア・タスクシフトの仕組みを構築した場合、本事業の終了後は、実施主体が独自財源で継続することになるのか。

(答)

実施主体が独自財源で継続することもできるが、将来にわたって安定的な運営を図るためにには、保険給付の対象となる介護予防・日常生活支援総合事業への移行が望ましいと考えられる。

なお、本事業による実証段階から総合事業の委託・補助を受けて実施することも可能だが、その場合、総合事業の介護報酬と重複する経費について、本事業の補助を受けることはできない点に留意いただきたい。

(通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援について)

問44 訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域とは、具体的にどういった地域のことをいうか。

(答)

中山間地域等・離島等地域の他、訪問介護事業所がひとつもない自治体や日常生活圏域、訪問に係る移動時間や移動距離が著しく長い地域、どの事業所のサービス提供実施地域にも入っていない地域等を想定しており、各実施主体において、地域の実情に応じて柔軟に判断いただきたい。

問45 通所介護事業所等が、本事業を活用して訪問機能を追加し、訪問介護事業所を併設する場合、新たに職員を雇用するのではなく、通所介護事業所の職員を充てることはできるか。

(答)

新設する訪問介護事業所の職員を確保する手段としては、新たに雇用することでも、通所介護事業所の職員を充てることでもよい。ただし、通所介護事業所の職員が訪問介護事業所にも従事する場合、専従規定等の現行の規定に反しないよう留意したうえで配置する必要がある。

例) 非常勤職員が午前中は通所介護事業所の職員として従事、午後は訪問介護事業所の職員として従事することは可能（この場合、午前の勤務時間を訪問介護の、午後

の勤務時間を通所介護の常勤換算の勤務時間にそれぞれ含めることはできない点に注意) だが、訪問介護事業所に従事している職員が勤務時間中に生じた待機時間中等に通所介護事業所の職員として従事することは、通所介護事業所の人員基準に定める専従規定に反するため認められない。

問 4 6 本事業や「訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援」について、事業内容として導入に向けた伴走支援や導入に係る経費の支援、導入後の一定期間の支援があるが、これらの事業内容について、実施主体が一部のみ（伴走支援のみや、導入後の一定期間の支援以外など）を実施するものとして補助金の申請をすることは可能か。また、補助を受ける事業所は全ての事業内容について補助を受ける必要があるか。

(答)

本事業や「訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援」を実施する場合、実施主体は、導入に係る経費の支援及び導入後の一定期間の支援については、これらを必ず行う必要がある。導入に向けた伴走支援については、管内の事業所から要望がある場合には、これを行う必要があるが、予算が足りない等の事情がある場合には、これを行わないことを妨げるものではない。

なお、事業所側が一部の事業内容についてのみ補助を受けることは可能。

問 4 7 本事業や「訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援」について、事業内容として導入に向けた伴走支援や導入に係る経費の支援、導入後の一定期間の支援があるが、これらは事業所側ではなく、実施主体の取組になっている。これらの取組を委託により実施することはできるか。また、当該委託に係る費用は補助対象となるか。

(答)

委託により実施することが可能であり、当該委託に係る費用は補助対象となる。例えば、訪問介護事業所の指定取得や、人員基準を満たすために必要な人材の育成等について、事業所の立上げ支援を行うコンサル事業者であって、実施主体が適当と認めるものに委託することもできる。

問 4 8 訪問機能の導入に係る経費として、新しく雇用した訪問介護員等への人件費は補助対象になるか。

(答)

訪問介護員等の人件費は訪問介護サービスの報酬に含まれるため、補助対象にならない。

問 4 9 対象経費に電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用とあるが、自動車や原動機付き自転車の購入は補助対象となるのか。

(答)

通所介護事業所に配置している自動車を訪問介護でも使用することを想定しているため、自動車は対象とならないが、原動機付き自転車は大勝となる。

問 5 0 本事業のほか、「訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援」や、「介護事業所に対するサービス継続支援事業」における「訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費」でも、自転車の購入等に係る費用が補助対象となっているが、これらはどのように使い分ければよいのか。

(答)

本事業や「訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援」における自転車の購入は、訪問介護事業所がサテライトを設置するときや、通所介護事業所が訪問機能を追加するとき、新たに必要となる自転車を確保するためのものである。

一方、「介護事業所に対するサービス継続支援事業」は、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、設備・備品の購入費用等に対する補助を行うものである。

このため、これまで既に訪問介護に使用していた自転車の買い替えや、電動自転車のバッテリー交換等といったランニングコストについては、「介護事業所に対するサービス継続支援」を活用いただきたい。

問 5 1 本事業や、「経営改善支援事業」における「介護人材・利用者確保のための広報活動」について、事業内容に事業所のホームページの改修費用とあるが、パソコンの購入や、修理費用等のランニングコストは補助対象となるのか。

(答)

本事業や、「経営改善支援事業」におけるホームページの改修費用は、通所介護事業所等のホームページに訪問介護事業所の内容を追加する場合や、訪問介護等事業所の広報のための改修に係る費用を支援するものであり、パソコンそのものの購入費用やランニングコストは対象とはならない。

問 5 2 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費について、支援の開始日と終了日はどのタイミングになるか。また、収入の安定が見込まれるまでの期間について、「訪問回数が 300 回/月に達するまで」とあるが、訪問回数の判定期間はどのように取るのか。

(答)

訪問介護事業所としての指定を受けた日を起算日とし、訪問回数の判定期間については、起算日から 1 ヶ月後に該当する日の前日までとする。判定期間の訪問回数が 300 回に満たない場合は、その翌日から同様に判定を繰り返し、起算日の 6 ヶ月後に

該当する日の前日を支援の終了日とする。

なお、月末に指定を受けた場合で、判定期間中に1ヶ月後に該当する日が存在しない場合には、翌月末までを判定期間とし、次の判定期間は月の1日から開始とする。

指定の起算日・判定期間・終了日の例

指定を受けた日 (起算日)	最初の判定期間	2回目の判定期間	支援の終了日
1月1日	1月1日～1月31日	2月1日～2月28日	6月30日
1月15日	1月15日～2月14日	2月15日～3月14日	7月14日
1月31日	1月31日～2月28日	3月1日～3月31日	7月30日

問53 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費について、導入から収入の安定が見込まれる期間として、訪問回数が300回／月に達するまで（導入後6か月間を上限）とあるが、300回に達した判定期間は対象に含まれるのか。また、300回に達した判定期間の後に、300回以下となった判定期間がある場合には対象になるか。（例：導入後の判定期間が、1回目250回、2回目300回、3回目290回の場合）

（答）

300回に達した判定期間の訪問は含まれない。また、300回に達した次の判定期間に訪問回数が下がった場合も対象には含まない。

例の場合、1回目は対象となるが、2回目、3回目の判定期間の訪問は対象外となる。

問54 訪問機能の導入に係る初期費用や訪問機能導入後の定額補助を活用できるのは、どのような事業者か。

また、上記の補助を活用し、訪問機能の導入に着手したもののが導入に至らなかった場合や、導入後も軌道に乗せることができず廃止した場合については、補助金を返還させる必要があるのか。

（答）

訪問機能の導入に係る初期費用や訪問機能導入後の定額補助を活用できるのは、訪問機能を導入することについて法人内で合意形成ができている事業者のみとする。

また、補助金を活用したが、訪問機能の導入に着手したもののが導入に至らなかった場合や、導入後も軌道に乗せることができず廃止した場合であっても、事業の実施費用として消費した補助金を返還させる必要はない。

（人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置の支援について）

問55 既存の訪問介護事業所を、吸收合併や吸收分割によってサテライトとする場合でも補助の対象になるのか。

（答）

建物や土地の賃借料が発生する場合や、職員の勤務にかかる交通費等については補

助の対象となる。備品等については、訪問介護事業所として必要な備品がないと認められる場合のみ対象とすることができる。

問56 実施主体が実施するサテライト設置に向けた伴走支援に係る経費について、具体的にはどのようなものが含まれるのか。

(答)

サテライト設置に係る説明会の広報やガイドライン、リーフレット・パンフレット等の印刷・発送経費のほか、説明会講師の旅費・謝金、説明会会場の使用料、アドバイザー派遣に係る旅費・謝金等を想定。

問57 サテライト設置について派遣するアドバイザーとして、既にサテライトを実施している事業者の職員を想定しているということだが、サテライトを派遣する事業者と、派遣を受ける事業者が同一法人に属する場合、補助対象となるのか。

(答)

同一法人が運営する事業所間でのアドバイザー職員の派遣は、補助対象としない。

問58 訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用の中に自動車は含まれるか。

(答)

自動車の購入は対象外だが、原動機付き自転車は補助対象となる。

問59 サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費の中には、サテライトの賃貸料の他にサテライト事業所の改修費は含まれるか。

(答)

含まれる。

問60 サテライトの設置箇所数について、1事業所あたりの上限はあるか。また、実施主体で独自に設置箇所数に上限を設けてもよいか。

(答)

1事業所におけるサテライトの設置箇所数の上限について、特に上限は定めていないが、介護保険事業計画の見込み量の確保や、サービスの質を確保する観点から、実施主体において独自の基準を定めることについては妨げるものではない。ただし、上限を設定する場合においても、人口減少地域等においてサービス提供体制が維持・確保できるように配慮いただきたい。